

令和6年度山口県教育委員会免許法認定講習（幼稚園免許対象講座）希望聴講 実施要項

1 目的

幼稚園教諭免許状を取得するために必要な単位修得者以外にも、希望する者の講座受講（以下、希望聴講）を実施することで、学びの場を提供し、山口県の乳幼児期の教育及び保育の質の向上を図る。

2 聴講対象者

幼児教育に関心がある者（施設類型及び保有免許は問わない）

3 開設講座等一覧

	開設講座名 (中心となる領域)	講師	内容	開催日【会場】
J	特別の支援を必要とする子どもに対する理解と支援	山口大学 准教授 宮木秀雄	特別の支援を必要とする子どもが活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、支援方法について学ぶ。	7月20日（土） ～7月21日（日） 【セミナーパーク】
K	幼児教育課程論	鳴門教育大学 教授 湯地 宏樹	幼児の実態に即した教育課程の意義及び作成、評価の方法等について学ぶ。	8月8日（木） ～8月9日（金） 【オンライン】
L	教育の方法と技術	宇部フロンティア大学 教授 伊藤 一統	教授活動のために必要な知見や技法について学ぶ。特に ICT や視聴覚機器については、具体的な活用方法について学ぶ。	8月17日（土） ～8月18日（日） 【セミナーパーク】
M	幼児と人間関係	山口大学 教授 白石 敏行	子どもの発達過程や、発達過程を促進する養育者との関係及び、幼児の人間関係の発達を促すための保育者の関わり等について学ぶ。	8月20日（火） ・8月22日（木） 【オンライン】
N	保育内容指導法（言葉）	山口大学 教授 中島 寿子	保育内容「言葉」のねらい及び内容、環境構成・援助の方法について、様々な事例をもとにした討議を通して学ぶ。	9月21日（土） 【オンライン】 10月26日（土） 【セミナーパーク】

4 講習時間割

日 程	9:00～9:15	第1時限 9:15～ 10:45	休憩	第2時限 11:00～ 12:30	昼食	第3時限 13:30～ 15:00	休憩	第4時限 15:15～ 16:45
第1日目	オリエンテーション	講義・ 演習①	休憩	講義・ 演習②	昼食	講義・ 演習③	休憩	講義・ 演習④
第2日目		講義・ 演習⑤	休憩	講義・ 演習⑥	昼食	講義・ 演習⑦	休憩	講義・ 演習⑧

※ 希望聴講は、試験やレポートはありません。また、講座によっては、第2日目の第4時限目がない場合もあります。

5 受講料

1科目当たり1,550円を山口県収入証紙により徴収します。

6 聴講者持参物等

1日目：受講料支払用紙及び受講料（山口県収入証紙で1,550円分）
（講座K、M、Nは事前に乳幼児の育ちと学び支援センターに送付）

※1日のみの参加（体調不良等）でも受講料は1,550円となります。（返金不可）

記号	開設講座名	使用テキスト・その他 ※使用テキストは、事前に各自で準備しておくこと
J	特別の支援を必要とする子どもに対する理解と支援	特になし
K	幼児教育課程論	【使用テキスト】 文部科学省『幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開』フレーベル館 『幼稚園教育要領解説』もしくは『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』フレーベル館
L	教育の方法と技術	【持参物】 パソコン、タブレット等の端末
M	幼児と人間関係	【持参物】 講義開始前までに送付した資料
N	保育内容指導法（言葉）	【持参物】 講義開始前までに送付した資料 【使用テキスト】 『幼稚園教育要領解説』フレーベル館

7 聴講までの流れ

(1) 以下の URL または二次元コードからアクセスし、申し込んでください。

<https://forms.office.com/r/pPpRwaR6wB>



申込期間は6月24日～7月12日です。(免許状取得のための認定講習とは期間が異なりますので、御注意ください。)

- (2) 山口県乳幼児の育ちと学び支援センターから、申込時の登録アドレス宛に聴講の可否及び受講料支払用紙、連絡事項を送付します。
- (3) 聴講者は、受講料として、講習の初日に受講料支払用紙に必要事項を記入の上、県の収入証紙1,550円分を貼付し提出してください。以下の講座は、期日までに乳幼児の育ちと学び支援センターに送付してください。
(講座K…8月1日、講座M…8月13日、講座N…9月13日)

8 その他

- (1) この希望聴講研修は、処遇改善加算Ⅱの対象研修となりますので、修了後、受講証明書を発行します。(対象：私立幼稚園協会所属園からの聴講者)
- (2) 免許状取得のための認定講習とは異なりますので御注意ください。
免許状取得のための認定講習への申込みは、別途文書「令和6年度山口県教育委員会免許法認定講習実施要項」もしくはHPを御参照ください。